

# 第1回 社会保障審議会福祉部会 生活保護制度の在り方に関する専門委員会

日時:平成15年8月6日(水)

13:00~15:00

場所:厚生労働省専用第12会議室

## — 議事次第 —

### 1. 開会

### 2. 議題

- (1) 委員長の選出について
- (2) 生活保護の現状等について
- (3) その他

### 3. 閉会

社会 保 障 審 議 会 福 祉 部 会  
生活保護制度の在り方に関する専門委員会名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	役 職
あそ う としまま 麻 生 利 正	栃木県保健福祉部長
いしばし としろう 石 橋 敏 郎	熊本県立大学総合管理学部教授
いわた まさみ 岩 田 正 美	日本女子大学人間社会学部教授
おおかわ あきひろ 大 川 昭 博	横浜市福祉局ソーシャルワーカー
おかべ たく 岡 部 卓	東京都立大学人文学部教授
きょうごく たかのぶ 京 極 高 宣	日本社会事業大学学長
ごとう れいこ 後 藤 玲 子	国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第二室室長
たなか りょうじ 田 中 亮 治	全国救護施設協議会会長
ねもと よしみ 根 本 嘉 昭	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
はつた たつお 八 田 達 夫	東京大学空間情報科学研究センター教授
ふかわ ひさし 布 川 日 佐 史	静岡大学人文学部教授
まつうら としあき 松 浦 稔 明	全国市長会社会文教委員会委員長 (坂出市長)

社会保障審議会-福祉部会

生活保護制度の在り方に関する専門委員会

第1回(平成15年8月6日)

資料1

## 生活保護制度の在り方に関する専門委員会の設置について

### 1. 設置の背景

生活保護制度については、次のような指摘がされているところである。

ア 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案」に係る附帯決議(平成12年5月10日衆議院厚生委員会。同月25日参議院国民福祉委員会でも同旨)

「社会福祉基礎構造改革を踏まえた今後の社会福祉の状況変化や規制緩和、地方分権の進展、介護保険の施行状況等を踏まえつつ、介護保険制度の施行後5年後を目途とした同制度全般の見直しの際に、(中略)生活保護の在り方について、十分検討を行うこと」

イ 「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」(平成15年6月16日社会保障審議会)

「生活保護については、(中略)今後その在り方についてより専門的に検討していく必要がある」

ウ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)

「生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する」、「高齢加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しが必要である」

### 2. 専門委員会の設置

これらを踏まえ、保護基準の在り方を始めとする生活保護制度全般について議論していただくため、社会保障審議会福祉部会の下に生活保護制度の在り方に関する専門委員会を設置(平成15年7月28日の福祉部会において了承)。

### 3. 当面のスケジュール

まずは、保護基準の在り方について議論を開始し、月1回程度の開催を予定。

(参考)

○社会保障審議会運営規則(平成13年1月30日社会保障審議会決定)(抄)

(委員会の設置)

第8条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

# 説明資料

## 目次

### I. 生活保護制度の内容

1. 生活保護制度の概要 .....	1
2. 生活保護制度における最低生活費の算出方法 .....	3
3. 生活保護の基本原則及び基本原則 .....	4
4. 被保護者の権利及び義務 .....	5
5. 保護の実施体制 .....	6

### II. 生活保護制度の在り方の見直しに関する指摘

1. 国会附帯決議 .....	7
2. 「骨太の方針」 .....	7
3. 審議会における議論 .....	7

### III. 生活保護の現状

1. 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移 .....	9
2. 保護の開始・廃止世帯数の年次推移 .....	10
3. 地域別保護率の比較 .....	11
4. 世帯類型別被保護世帯数の推移 .....	12
5. 世帯類型別稼働・非稼働世帯数の構成割合の年次推移 .....	13
6. 保護開始理由の年次推移 .....	14
7. 保護率と失業率の相関 .....	15
8. 世帯類型別・世帯人員別被保護世帯数の構成割合等 .....	16
9. 年齢階層別被保護人員の年次推移 .....	17
10. 被保護世帯の就労率等 .....	18
11. 生業扶助の適用状況の年次推移 .....	19
12. 生活保護費の内訳 .....	20
13. 医療扶助費の内訳等 .....	21
14. 扶助別被保護世帯数の構成割合の年次推移 .....	22
15. 現業員(ケースワーカー)の配置状況等 .....	23
16. 最低生活費の体系 .....	24
17. 生活扶助基準について .....	25
18. 高齢者世帯に対する生活保護の適用について .....	28
19. 母子世帯に対する生活保護の適用について .....	29
20. 少人数世帯と多人数世帯との生活保護基準額の比較 .....	30

## I . 生活保護制度の内容

## 生活保護制度の概要

### 1 目的

- 生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ること。

### 2 対象者

- 資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者。  
 ※ 各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提。
- 困窮に至った理由を問わない。

### 3 保護の内容

- 保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成。  
 ※ 医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付が原則。それ以外は金銭給付が原則。
- 各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障。扶助の基準は、厚生労働大臣が設定。

(平成15年度生活扶助基準の例)

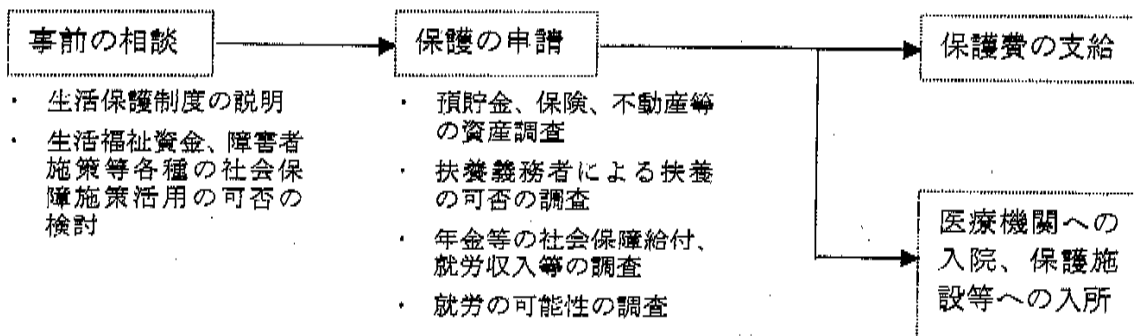
	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	162,490円	125,940円
高齢者単身世帯(68歳)	80,980円	62,760円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	122,180円	94,690円
母子世帯(30歳、9歳、3歳)	158,960円	123,200円

### 4 保護の実施機関

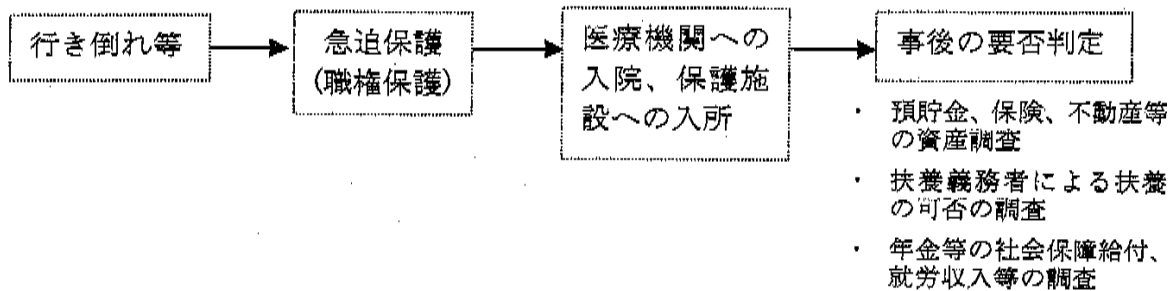
- 都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長。

### 5 保護受給に至る手続

- 申請による場合



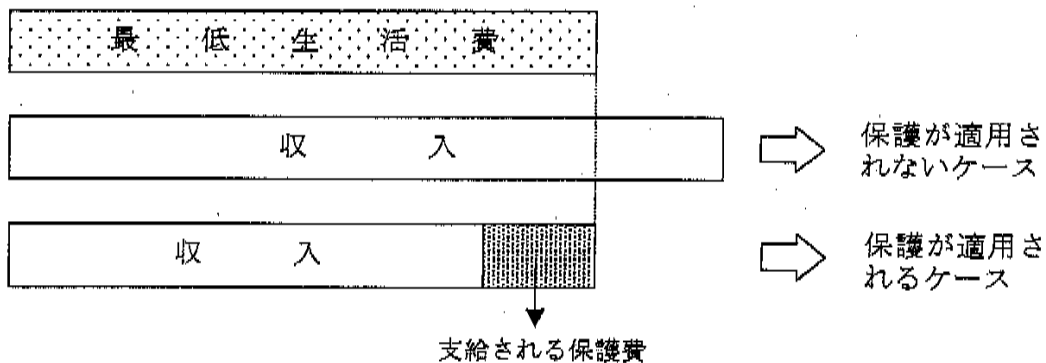
○ 職権による場合



**6 保護の要否の判定と支給される保護費**

○ 厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給。

※ 収入：就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、交通事故の補償等を認定。



○ 収入としては、上記のほか預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に、初めて保護適用となる。

**7 保護適用後の調査及び指導**

- 世帯の実態に応じ、年2～12回の訪問調査。
- 収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施。
- 就労の可能性のある者への就労指導。

生活保護制度における最低生活費の算出方法

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0	15,000	14,330	13,650	12,980	12,300	11,630
1~2	21,930	20,850	19,870	18,880	17,900	16,920
3~5	27,000	25,780	24,570	23,360	22,140	20,930
6~8	32,090	30,550	29,200	27,760	26,130	24,870
9~11	36,520	34,880	33,230	31,590	29,950	28,300
12~14	44,100	42,120	40,130	38,150	36,160	34,180
15~17	47,400	45,270	43,130	41,000	38,870	36,740
18~19	42,980	40,200	38,300	36,410	34,510	32,620
20~40	40,050	38,250	36,450	34,640	32,840	31,040
41~59	38,260	36,540	34,820	33,090	31,370	29,650
60~69	36,170	34,540	32,910	31,290	29,660	28,030
70~	32,400	31,180	29,480	28,360	26,570	25,560

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,520	41,560	39,600	37,640	35,690	33,730
2人	48,170	46,000	43,830	41,670	39,500	37,330
3人	53,400	51,000	48,580	46,190	43,790	41,390
4人	58,100	55,490	52,870	50,260	47,640	45,030
5人以上(世帯員合計) この2人に相当する世帯員	440	440	400	400	360	360

① 単独別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。  
② 冬季(11月~翌年3月)には地区別により冬季加算が別途計上される。

③ 加算額

(単位:円)

加算できる対象	加算額		
	1級地	2級地	3級地
老人	17,930	16,680	15,430
障害者	13,450	12,510	11,570
母(父)子世帯	26,900	25,020	23,150
児童1人の場合	17,930	16,680	15,430
児童2人の場合	23,310	21,680	20,060
3人以上の児童1人につき加える額	25,150	23,400	21,670
その他	940	870	800

① 該当者がいるときだけその分を加える。  
② 入院患者、施設入所者は金額が異なる。  
③ このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。  
④ 児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

④ 住宅扶助基準

1級地	2級地	3級地
円以内 13,000	円以内 13,000	円以内 9,000

別地帯によりこの額以上の特別基準あり。

⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	2,150
中学生	4,180

このほか、実費が計上される場合、必要に応じて教育費を算入する。

⑥ 介護扶助基準

区分	基準額
居宅介護費の平均月額	800

⑦ 医療扶助基準

区分	基準額
療養費の平均月額	940

最低生活費認定額



## 生活保護の基本原則及び基本原則

### 1 生活保護の基本原則

#### (1) 国家責任の原理 (法第1条)

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### (2) 無差別平等の原理 (法第2条)

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

#### (3) 最低生活保障の原理 (法第3条)

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

#### (4) 補足性の原理 (法第4条)

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

### 2 生活保護の基本原則

#### (1) 申請保護の原則 (法第7条)

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも必要な保護を行うことができる。

#### (2) 基準及び程度の原則 (法第8条)

保護は、厚生労働大臣の定める基準によって測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。この基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならない。

#### (3) 必要即応の原則 (法第9条)

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して有効かつ適切に行うものとする。

#### (4) 世帯単位の原則 (法第10条)

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。ただし、これにより難しいときは、個人を単位として定めることができる。

## 被保護者の権利及び義務

### 1 被保護者の権利

#### (1) 不利益変更の禁止 (法第56条)

被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

#### (2) 公課禁止 (法第57条)

被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

#### (3) 差押禁止 (法第58条)

被保護者は、既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押さえられることがない。

### 2 被保護者の義務

#### (1) 譲渡禁止 (法第59条)

被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことはできない。

#### (2) 生活上の義務 (法第60条)

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

#### (3) 届出の義務 (法第61条)

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときには、すみやかに保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

#### (4) 指導又は指示に従う義務 (法第62条)

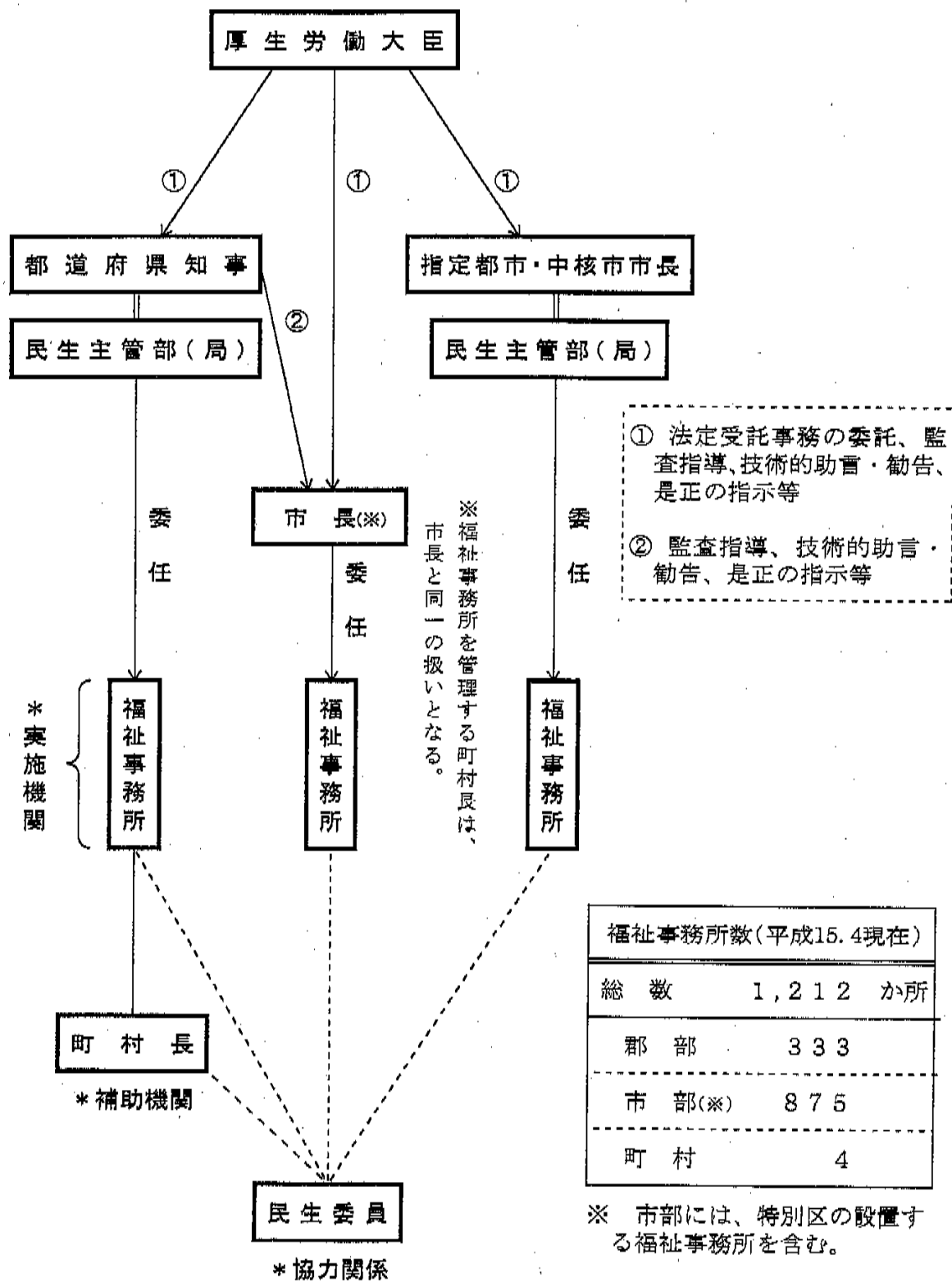
被保護者は、保護の実施機関が、保護施設への入所等を決定したとき、又は法第27条に基づく生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

被保護者がこれに従わない場合は、保護の実施機関は、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

#### (5) 費用返還義務 (法第63条)

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

## 生活保護の実施体制



## Ⅱ. 生活保護制度の在り方の見直しに関する指摘

## 1. 国会附帯決議

### ① 平成12年5月10日:社会福祉事業法等一部改正法案に対する附帯決議(衆議院)

「社会福祉基礎構造改革を踏まえた今後の社会福祉の状況変化や規制緩和、地方分権の進展、介護保険の施行状況等を踏まえつつ、介護保険制度の施行後五年後を目途とした同制度全般の見直しの際に、介護保険サービスを行う社会福祉事業や養護老人ホーム等今回法改正の対象とならなかった社会福祉事業の在り方、障害者に対するサービスの在り方及び生活保護の在り方について、十分検討を行うこと。」

### ② 平成12年5月26日:社会福祉事業法等一部改正法案に対する附帯決議(参議院)

「社会福祉基礎構造改革を踏まえた今後の社会福祉の状況変化や規制緩和、地方分権の進展、介護保険の施行状況等を踏まえつつ、介護保険制度全般の見直しの際に、介護保険サービスを行う社会福祉事業や養護老人ホーム、保育事業等今回法改正の対象とならなかった社会福祉事業の在り方、障害者に対するサービスの在り方及び生活保護の在り方について、十分検討を行うこと。」

## 2. 「骨太の方針」

### 平成15年6月27日:経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(閣議決定)

「生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する」  
「年金・医療・介護・生活保護などの社会保障サービスを一体的にとらえ、制度の設計を相互に関連づけて行う。」

「生活保護においても、物価、賃金動向、社会経済情勢の変化、年金制度改革などとの関係を踏まえ、老齢加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しが必要である。」

## 3. 審議会における議論

### ① 平成15年6月16日:社会保障審議会意見

「生活保護については、他の社会保障制度との関係や雇用政策との連携などにも留意しつつ、今後、その在り方についてより専門的に検討していく必要がある。」

「年金、医療、介護等は、主として高齢者世帯に係る生活リスクに対するものであるが、若年世帯にも疾病や失業等の生活リスクがある。こうした生活リスクに対し、有効な対応を総合的に図る観点から、年金、医療、介護等の社会保険のほか、生活保護、手当、雇用施策、住宅施策等をどのように組み合わせて対応していくかということも重要な視点である。」

**② 平成15年6月19日：財政制度等審議会建議**

「近年、高齢化の進展や経済活動の低迷等を受けて生活保護受給者が急増してきている。

生活保護は国民生活の最後のセーフティネットとしての機能を有するものであり、真に困窮した自立不可能な者に最低限度の生活を保障することを目的とするものである。しかしながら、受給者に一定の収入を保障するものであるが故に、保障水準やその執行状況によっては、モラルハザードが生じかねず、かえって被保護者の自立を阻害しかねないという面も指摘される。このため、制度・運営面について、以下の観点から、しっかりとした点検と見直しが必要である。

まず、生活保護の地域別の被保護率をみると、地域における社会経済・雇用情勢の差異に留意する必要があるが、地域によって20倍近い差があることを踏まえると、その執行の適正化とそのため地方公共団体の積極的な取り組みの促進が必要と考えられる。

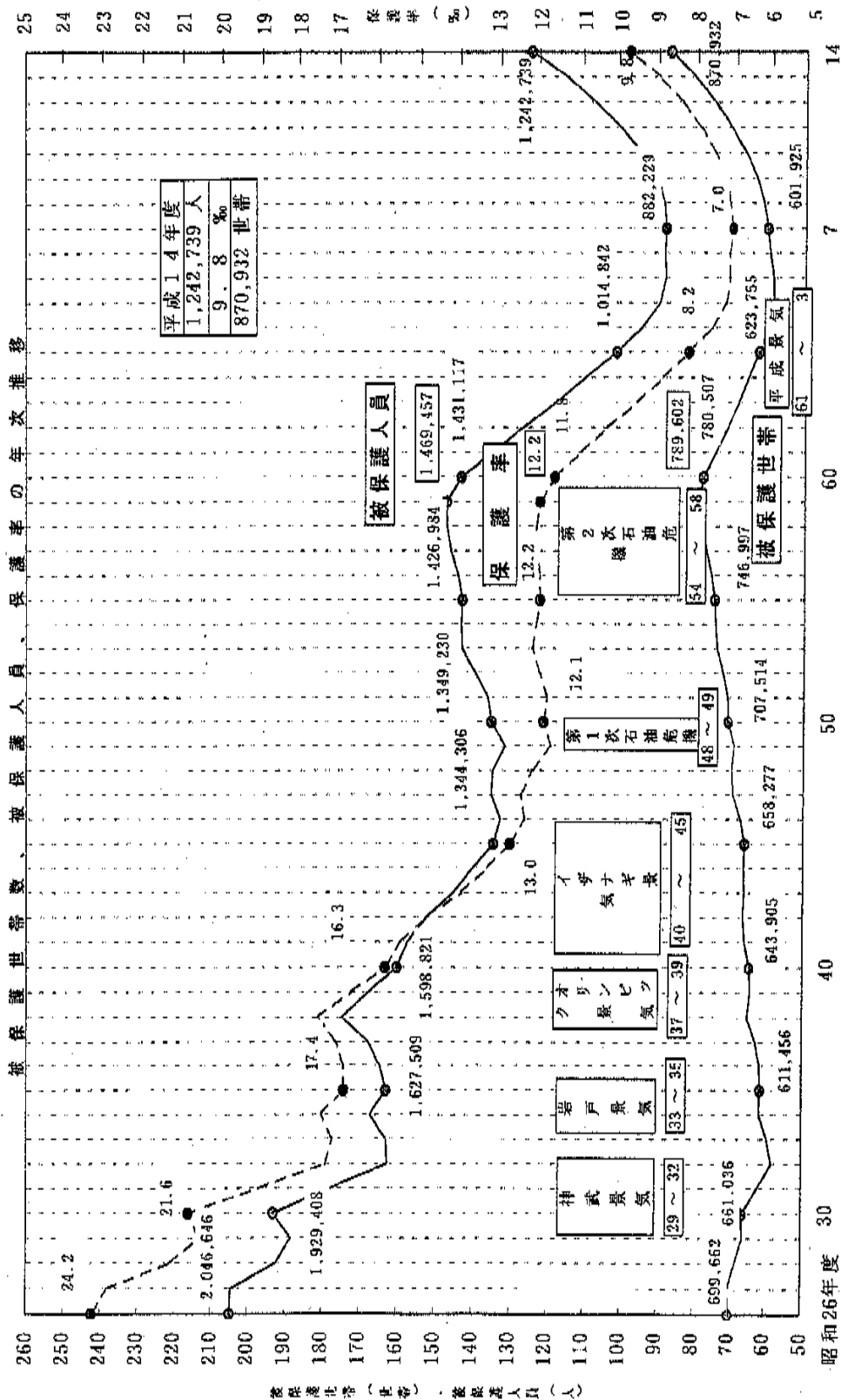
また、近年の物価・賃金動向等の社会経済情勢の変化を踏まえるとともに年金制度改革における給付水準の見直しとも一体的に検討すれば、生活扶助基準・加算の引下げ・廃止、各種扶助の在り方の見直し、扶助の実施についての定期的な見直し・期限の設定など制度・運営の両面にわたり多角的かつ抜本的な検討が必要である。

特に、原則70歳以上の高齢者に上乘せされる老齢加算(17,930円1級地-1)は福祉年金創設との関係から昭和35年に創設されたが、年金制度改革の議論と一体的に考えると、70歳未満受給者との公平性、高齢者の消費は加齢に伴い減少する傾向にあること等からみて、廃止に向けた検討が必要であると考えられる。また、母子家庭についてみた場合、一般の母子世帯の平均の所得金額(21.1万円、世帯人員平均2.64人)と被保護母子世帯の最低生活費(22.1万円、世帯人員平均2.91人)を比較した場合、母子加算も同様であると考えられる。

さらに医療保険と同様、長期入院患者等の入院解消やレセプト点検等により医療扶助の適正化を図ることが重要である。」

### Ⅲ. 生活保護の現状

- 生活保護の被保護者は平成15年3月現在で129万2千人。保護率は人口千人あたり10.1人(10.1%)
- 被保護者数は昭和60年以降減少傾向にあったが、高齢化の進展や景気後退の影響等を受けて、平成7年以降増加傾向

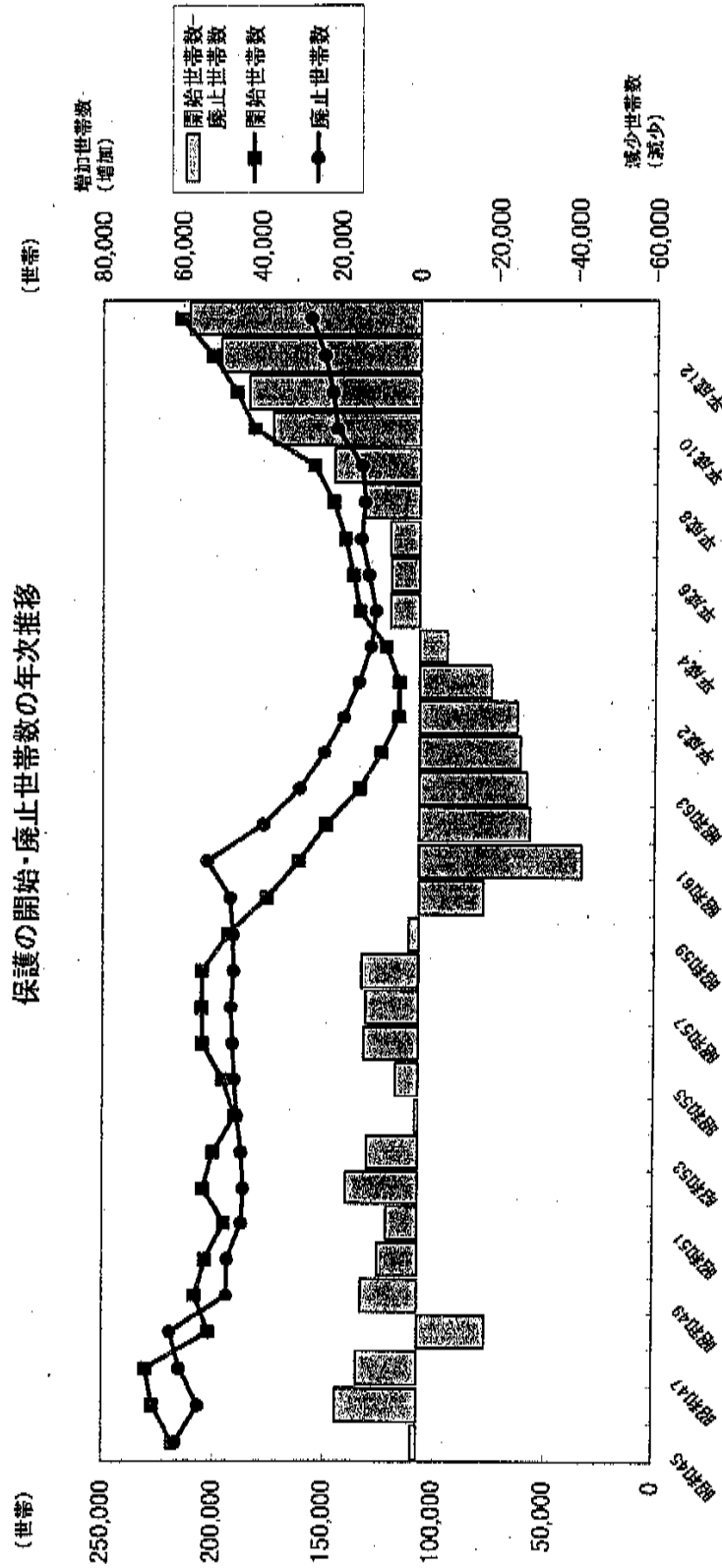


注) 平成14年度は概数値である。  
資料: 福祉行政報告例



- 保護の開始と廃止とは、開始から廃止まで約2～3年程度の遅れを持ちながら、ほぼ同様な動き。
- 平成4年度以降、保護開始世帯数が増加に転じたのにもない、廃止世帯も平成6年度には増加に転じる。その後、開始世帯が著しく増加してきたのに対し、廃止世帯の増加は少ない水準にとどまり、その結果、被保護世帯数の増加が顕著。

保護の開始・廃止世帯数の年次推移

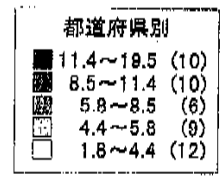
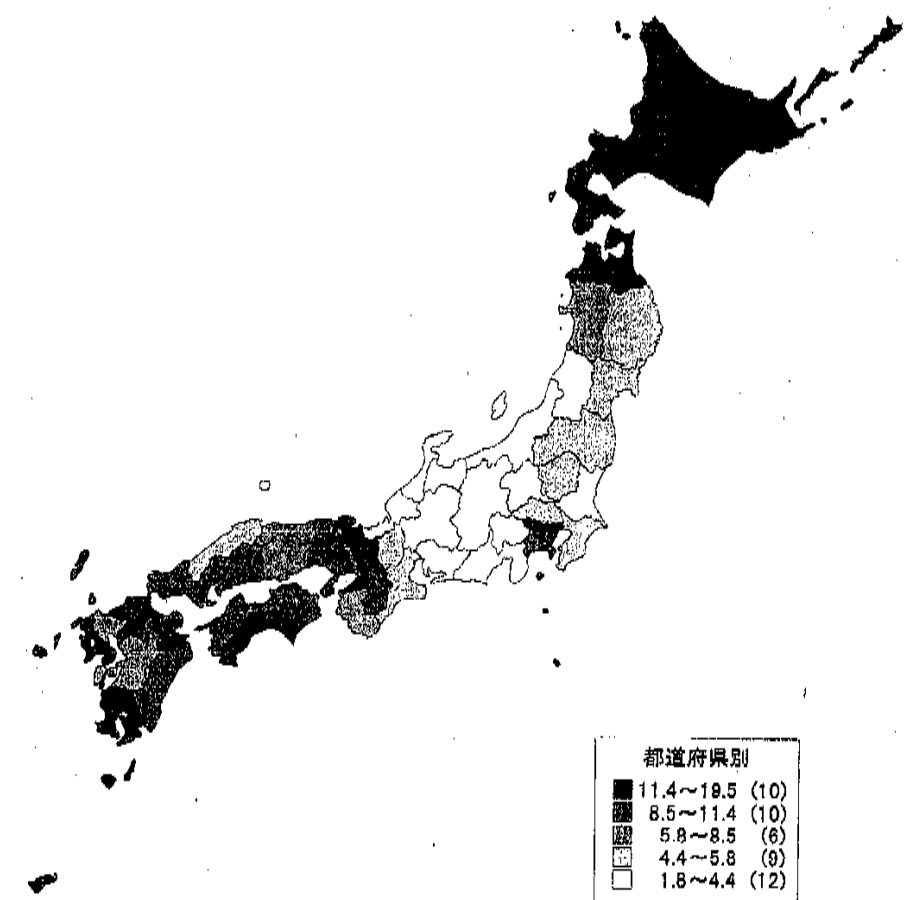


資料：福祉行政報告例

### 地域別保護率の比較

	7年度	13年度	7-13 伸び
	%	%	%
全国	7.0	9.0	2.0
北海道	15.4	19.5	4.1
青森県	11.1	12.8	1.8
岩手県	5.2	5.6	0.4
宮城県	4.1	5.6	1.5
秋田県	7.2	8.3	1.1
山形県	3.4	3.6	0.2
福島県	4.0	5.5	1.5
茨城県	3.0	4.1	1.0
栃木県	3.0	4.7	1.6
群馬県	2.6	3.6	1.0
埼玉県	3.0	5.0	2.0
千葉県	3.2	5.0	1.8
東京都	7.9	12.1	4.2
神奈川県	5.5	8.5	3.0
新潟県	3.2	4.1	0.9
富山県	2.0	1.9	-0.1
石川県	2.7	3.5	0.9
福井県	2.1	2.4	0.3
山梨県	2.2	3.0	0.8
長野県	2.3	2.5	0.2
岐阜県	2.0	2.4	0.4
静岡県	2.2	3.2	1.1
愛知県	3.3	4.4	1.0
三重県	4.7	5.8	1.1
滋賀県	4.0	4.9	0.9
京都府	14.2	18.0	3.7
大阪府	11.4	17.3	5.9
兵庫県	7.7	10.9	3.2
奈良県	7.8	9.0	1.2
和歌山県	7.4	8.2	0.8
鳥取県	6.1	6.1	0.0
島根県	4.6	4.5	-0.1
岡山県	6.9	8.3	1.4
広島県	6.3	8.6	2.3
山口県	8.0	9.0	1.0
徳島県	11.4	11.4	0.0
香川県	7.4	8.8	1.4
愛媛県	7.9	8.7	0.8
高知県	15.3	16.5	1.2
福岡県	16.1	16.2	0.1
佐賀県	5.8	6.1	0.3
長崎県	11.0	12.1	1.1
熊本県	7.5	8.1	0.6
大分県	9.5	10.9	1.4
宮崎県	8.6	9.7	1.1
鹿児島県	10.5	11.7	1.1
沖縄県	12.4	13.8	1.4

平成13年度



資料: 福祉行政報告例

○ 被保護世帯の世帯類型をみると、高齢化の影響を受けて高齢者世帯が増加しているほか、稼働能力がある者を多く含む母子世帯及びその他世帯の増加が最近顕著

### 世帯類型別被保護世帯数の推移

	平成9年度	構成割合(%)	平成15年3月	構成割合(%)	増加率
総数	630,577	100.0	901,590	100.0	143.0%
高齢者世帯	277,409	44.0	419,550	46.5	151.2%
母子世帯	52,206	8.3	78,006	8.7	149.4%
傷病者世帯	258,558	41.0	325,607	36.1	125.9%
その他世帯	42,404	6.7	78,427	8.7	185.0%

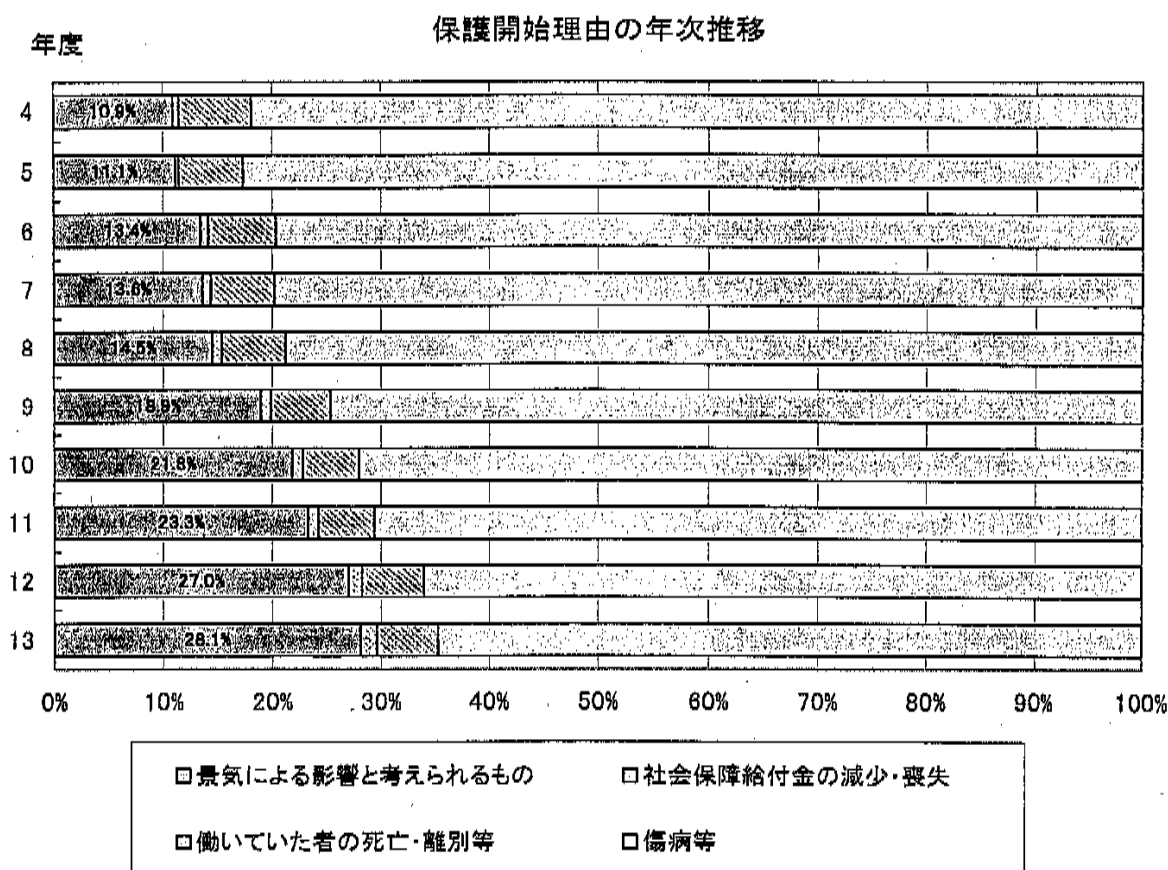
資料：福祉行政報告例（平成15年3月分は概数値）

世帯類型別稼働・非稼働世帯数の構成割合の年次推移

			平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
			%	%	%	%	%
構 成 比	総世帯	稼働	12.6	12.2	12.0	12.0	11.9
		非稼働	87.4	87.8	88.0	88.0	88.1
	高齢者世帯	稼働	4.2	4.1	4.1	3.9	3.8
		非稼働	95.8	95.9	95.9	96.1	96.2
	母子世帯	稼働	53.7	51.6	50.2	49.5	48.7
		非稼働	46.3	48.4	49.8	50.5	51.3
	傷病・障害世帯	稼働	8.3	8.2	8.0	8.1	8.1
		非稼働	91.7	91.8	92.0	91.9	91.9
	その他世帯	稼働	43.7	41.1	39.2	38.8	37.3
		非稼働	56.3	58.9	60.8	61.2	62.7

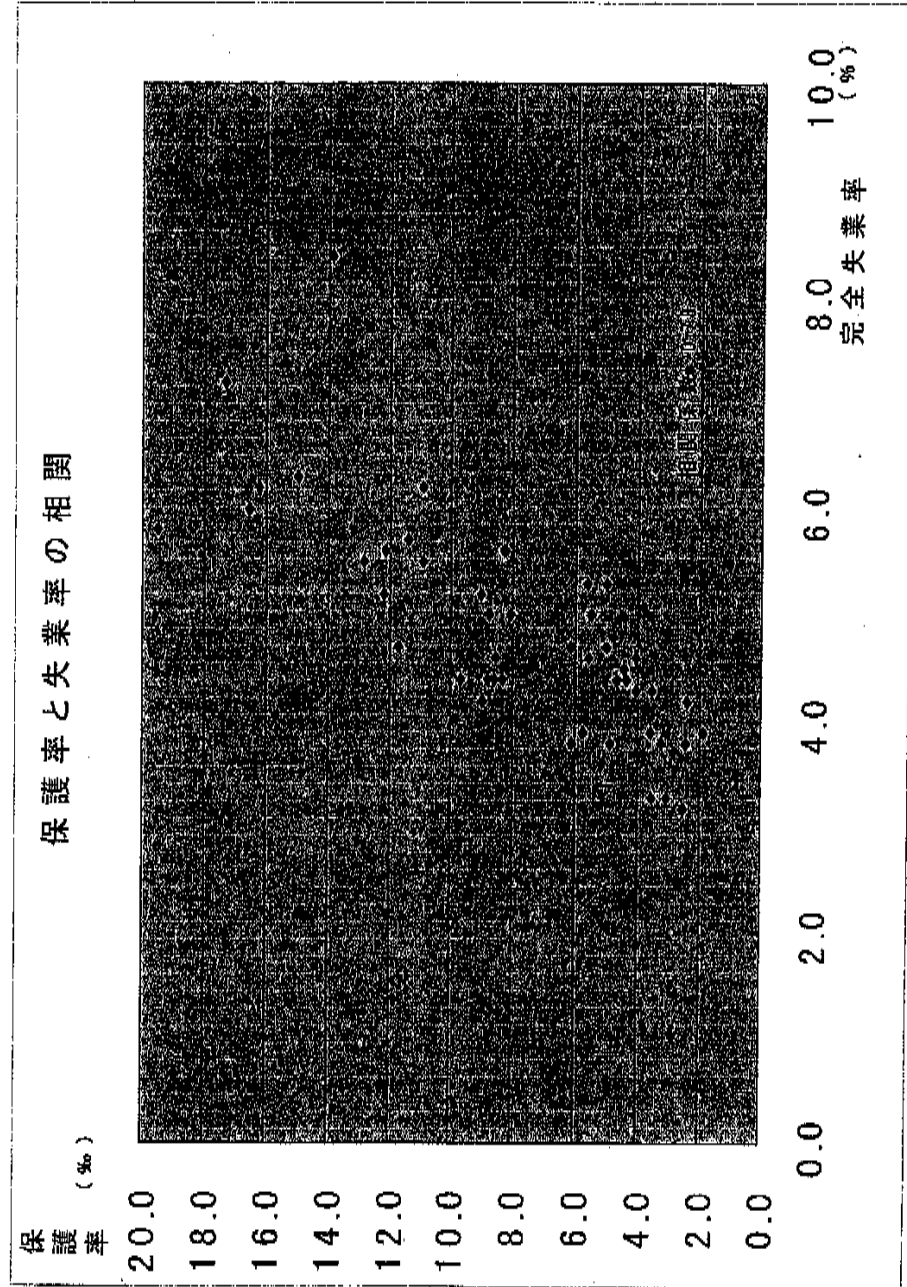
資料:福祉行政報告例

○ 生活保護の開始理由をみると、平成9年度以降、失業、倒産、収入の減などを理由とするものの割合が急激に増加している。



(注) 景気による影響と考えられるもの：定年・失業、事業不振・倒産、その他の働きによる収入の減少、仕送りの減少・喪失、貯金等の減少・喪失を開始理由としている。  
資料：福祉行政報告例

○ 保護率と失業率の高い相関にあり、失業率の高い地域は保護率が高く、保護率の動向は失業率の影響を受けている

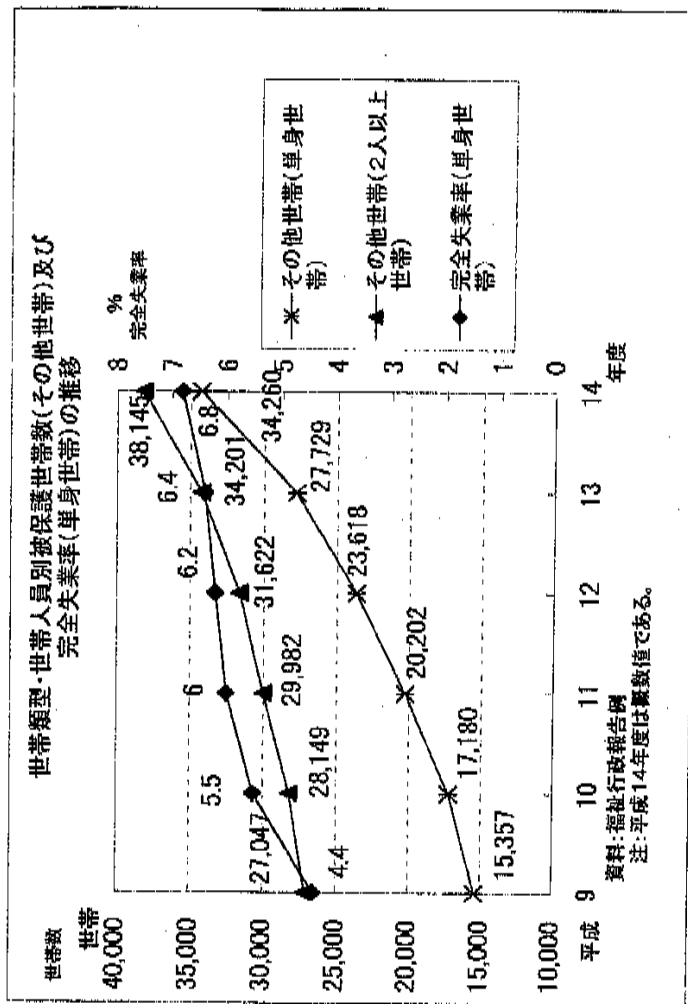


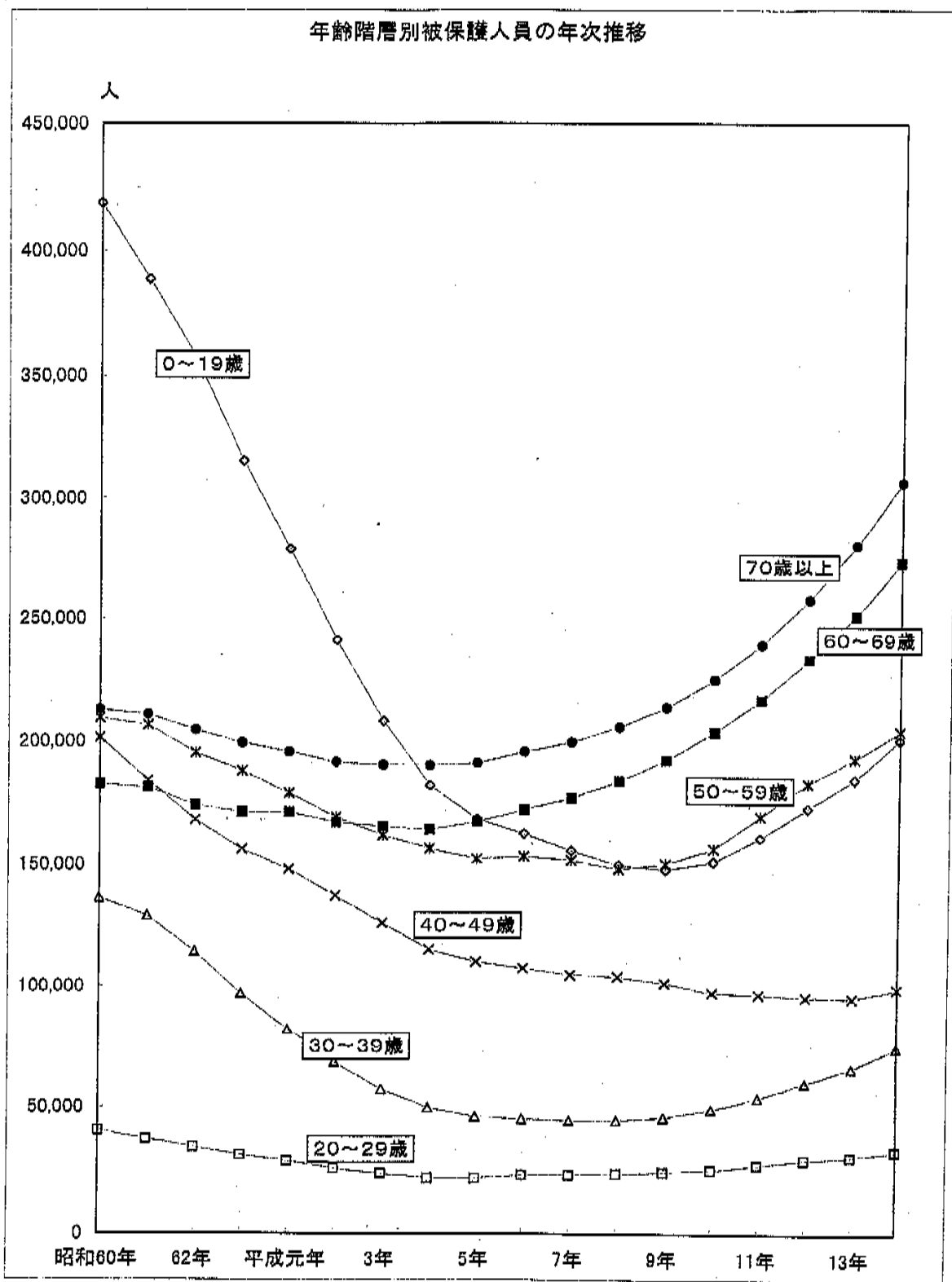
- 被保護世帯の約3/4が単身世帯であり、特に高齢者世帯においては約9割が単身世帯。
- 最近の傾向として、完全失業率の増加にあわせて、稼働能力のある中高層等が多いと見込まれる「その他世帯」の単身世帯の伸びが顕著。

世帯類型別・世帯人員別被保護世帯数の構成割合

平成15年3月	総数	単身世帯	2人以上世帯
総数	%	%	%
	100.0	73.2	26.8
高齢者世帯	100.0	87.6	12.4
母子世帯	100.0	-	100.0
傷病・障害者世帯	100.0	78.1	21.9
その他世帯	100.0	48.0	52.0

資料:福祉行政報告例(概数値)

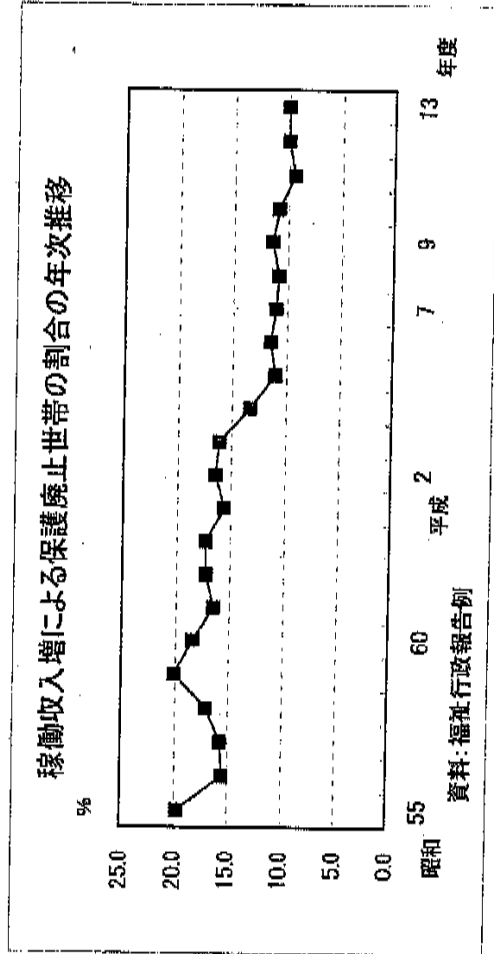
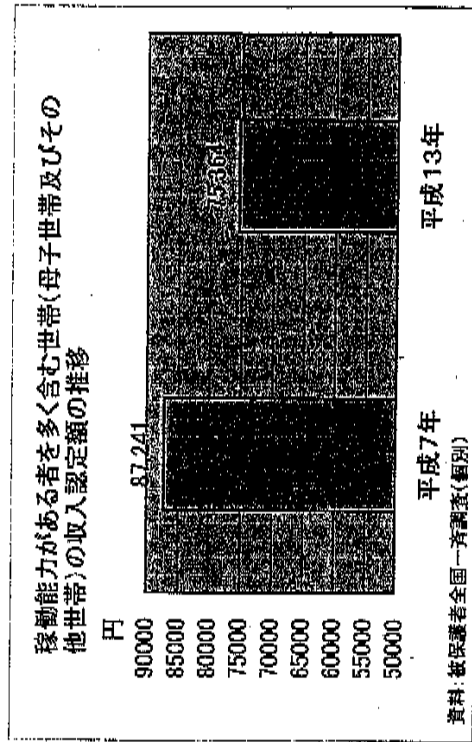
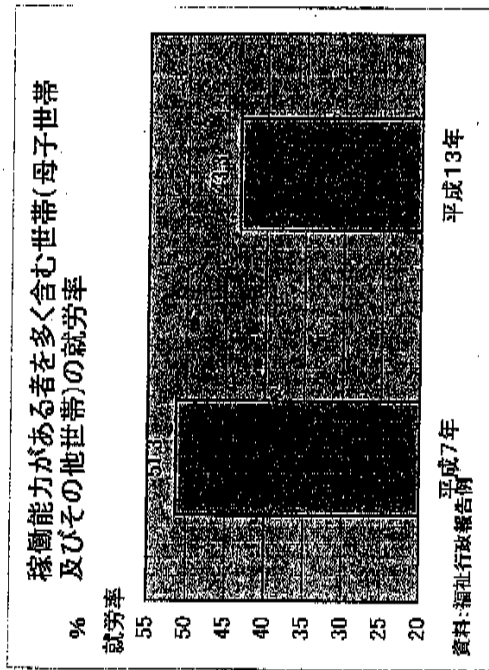




資料: 被保護者全国一斉調査(基礎)



○ 近年、就労率の低下、収入増を理由とする保護廃止の割合の減少など、被保護世帯の経済的な自立が必ずしも十分ではない



## 生業扶助の適用状況の年次推移

	生業費		技能習得費		就職支度金		合計	
	件数	1件当たり (円)	件数	1件当たり (円)	件数	1件当たり (円)	件数	1件当たり (円)
平成9年度	135	31,728	3,601	30,057	3,796	29,451	7,532	29,782
平成10年度	111	34,850	2,493	26,907	3,086	29,524	5,690	28,482
平成11年度	127	33,190	1,832	33,416	2,583	29,455	4,542	31,157
平成12年度	114	37,739	2,223	41,261	2,365	29,545	4,702	35,283
平成13年度	183	30,283	2,705	42,459	2,168	29,045	5,056	36,266

### ○生業費

小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする者に支給される費用

<支給の対象となる例>:食料品店、飲食店や大工、植木職等の自由業等を営む場合。大工、植木職が道具等を必要とする場合

### ○技能修得費

生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得する経費

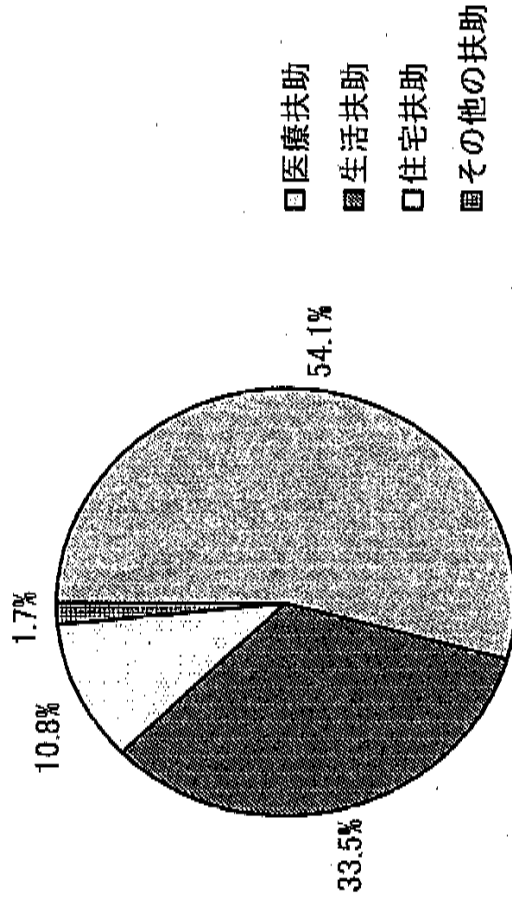
<支給の対象となる例>:訪問介護員(ホームヘルパー)の研修や国家資格の取得を行う場合(授業料、教科書、教材費等が対象)

### ○就職支度費

就職の確定した者に支給される就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用

○ 生活保護費は平成13年度で約2兆772億円。54.1%は医療扶助費、33.5%は生活扶助費。

生活保護費の内訳(平成13年度)



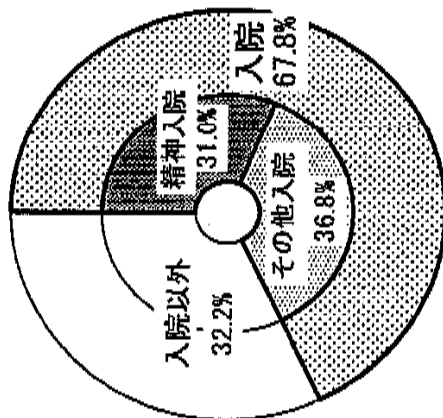
(億円)

	平成13年度
生活保護費総額	20,772
医療扶助	11,229
生活扶助	6,951
住宅扶助	2,240
その他の扶助	352

資料:生活保護費事業実績報告

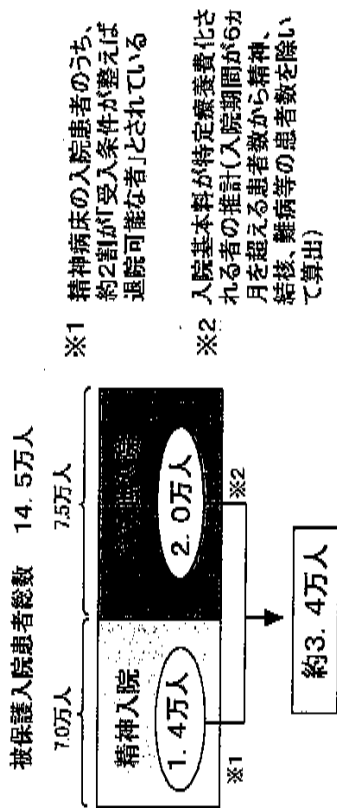
- 医療扶助費の約7割は入院に係る費用であり、そのうち半分近くは精神疾患に係るもの
- また、被保護者である入院患者のうち、約3.4万人がいわゆる社会的入院患者と推計され、社会的入院の解消が緊急の課題

医療扶助費の内訳(平成13年度)



H13	医療扶助費	
	総額 (億円)	構成比 (%)
合計	11,392	100.0
入院	7,720	67.8
精神	3,533	31.0
その他	4,187	36.8
入院以外	3,672	32.2

○いわゆる社会的入院患者数(推計)



○入院患者のうち6か月を超える者の割合

総件数	生活保護 (参考)	
	(再掲) 6ヵ月超	割合
145,115	80,065	55.2%
		国民健康保険 42.4%

○入院患者のうち精神疾患に係る者の割合

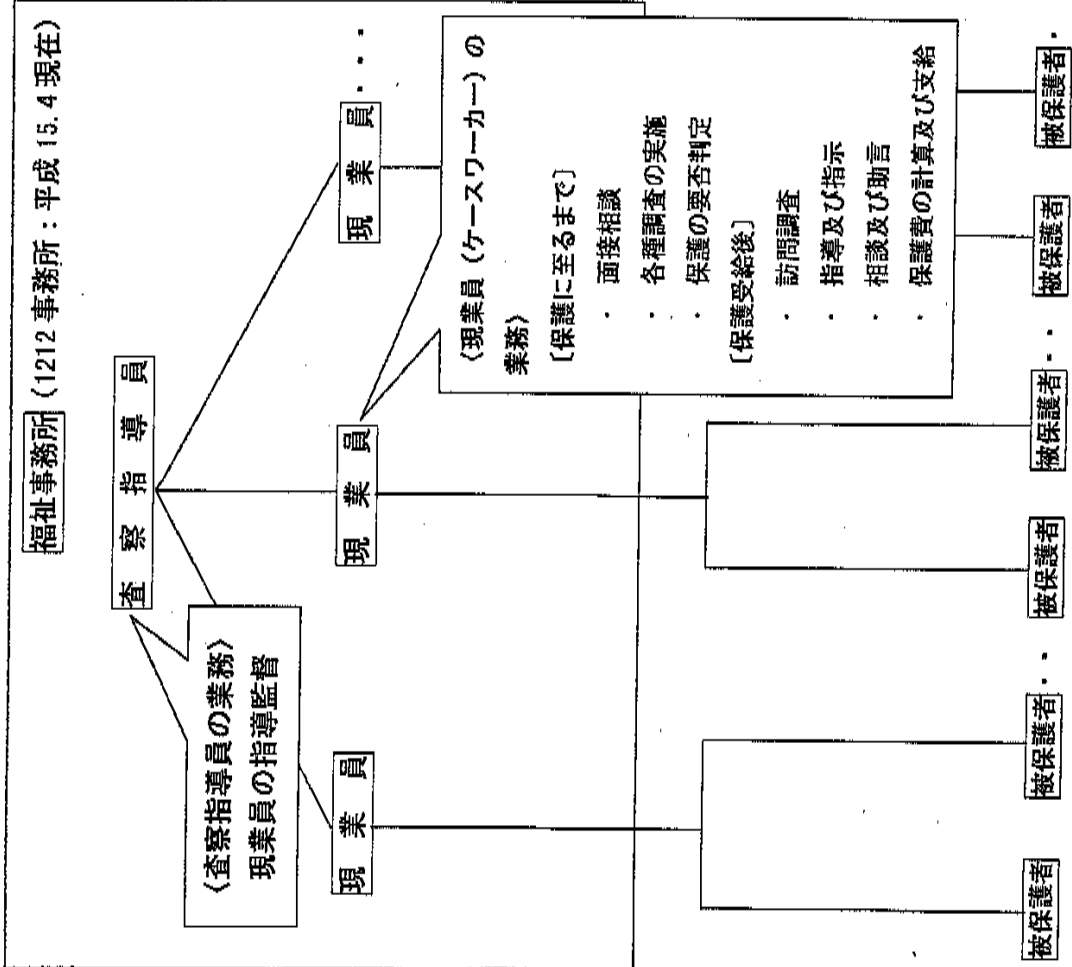
総件数	生活保護 (参考)	
	(再掲) 精神	割合
145,115	70,050	48.3%
		国民健康保険 25.8%

扶助別被保護世帯数の構成割合の年次推移

	被保護世帯数 世帯	生活扶助 %	住宅扶助 %	教育扶助 %	介護扶助 %	医療扶助 %	その他の扶助 %
昭和46年度	669,354	73.2	40.5	21.1	.	78.6	0.9
51	709,613	77.2	47.6	19.1	.	81.2	0.7
56	756,726	80.1	56.1	20.3	.	82.6	0.6
61	746,355	82.4	63.8	18.5	.	83.8	0.5
3	600,697	82.4	67.5	12.0	.	86.4	0.4
8	613,106	82.5	69.5	8.7	.	89.1	0.4
13	805,169	85.2	74.7	8.2	10.1	89.4	0.3

資料:福祉行政報告例

○ 現業員（ケースワーカー）の配置数及び業務経験の不足により福祉事務所における業務負担が大



(1) 現業員の配置状況 (平成 14 年度)

現業員 10,847人 (858人不足※)

※ 社会福祉法 16 条に定める現業員の標準数 (市部：被保護世帯 80 に対して 1 人、郡部：被保護世帯 65 に対して 1 人) と比較した場合の不足数

(参考) 現業員の不足数の年次推移

11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
212人	354人	576人	858人

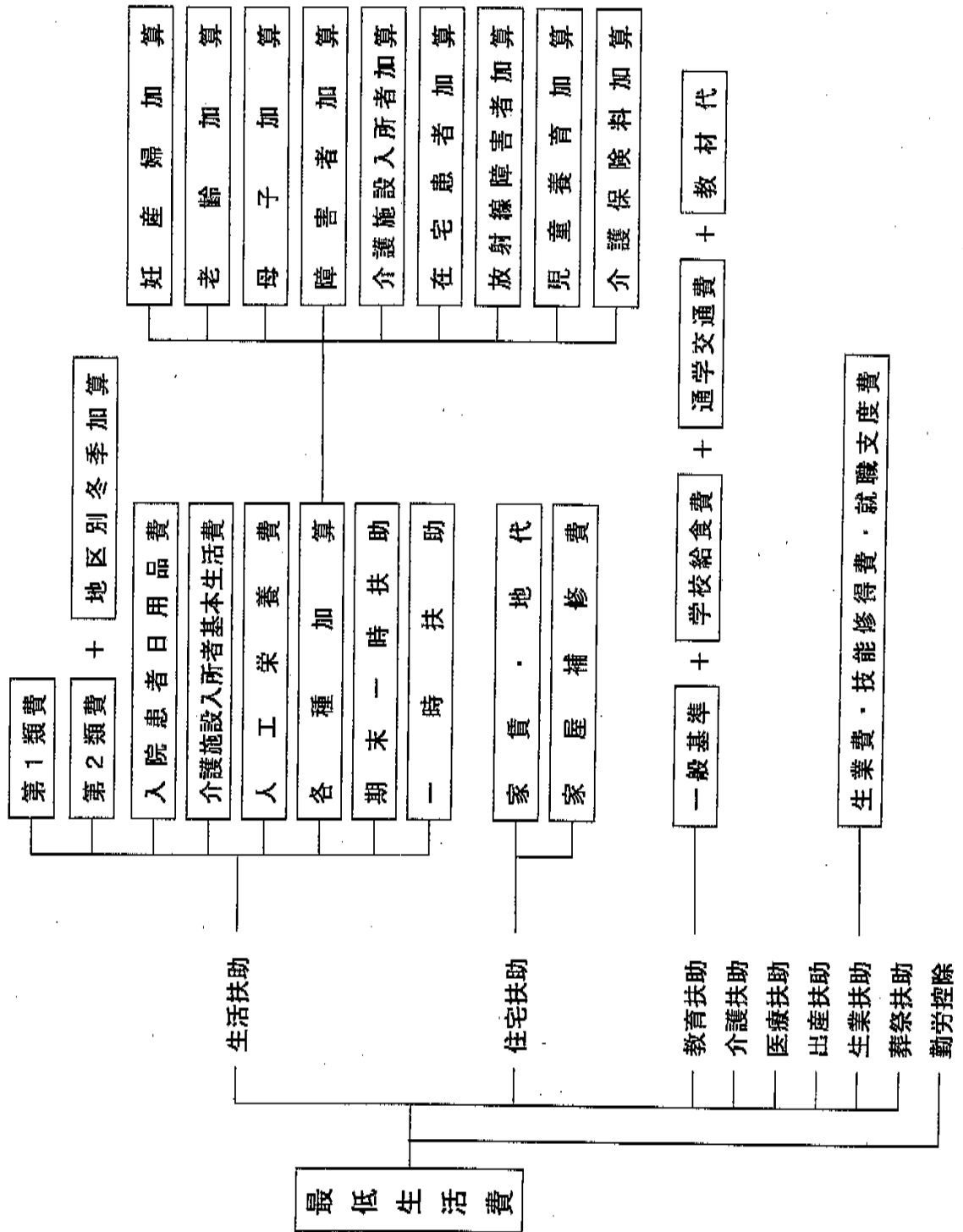
※ 地方分権一括法 (平成 12 年度施行) により、社会福祉法上の現業員の配置数は、それまでの「法定数」から「標準数」という位置付けに改正された。

(2) 現業員の業務経験の状況 (平成 14 年度)

現業経験 1 年未満の現業員 23.8%

# 最低生活費の体系

※ 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別（8種類）に定める。



生活扶助基準について

- 現行の生活扶助基準の改定は、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びを基礎として、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して決定することとしており、これは昭和58年12月の中央社会福祉審議会の意見具申を踏まえたものである。
- 具体的には、この民間最終消費支出の伸びを基礎として、生活扶助以外の対象となる家賃等を除外するとともに、人口増減の影響を調整して改定率を設定している。

20

生活扶助基準及び加算のあり方について (意見具申) -抜粋-

(昭和58年12月23日 中央社会福祉審議会)

1 生活扶助基準の評価

(3) . . .、総理府家計調査を所得階層別に詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上 ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。

しかしながら、国民の生活水準は今後も向上すると見込まれるので、生活保護世帯及び低所得者世帯の生活実態を常時把握しておくことはもちろんのこと、生活扶助基準の妥当性についての検証を定期的に行う必要がある。

2 生活扶助基準改定方式

(1) 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整がはかられるよう適切な措置をとることが必要である。

(2) また、当該年度に予想される国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。

なお、賃金や物価はそのまま消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。



生活扶助基準の改定方式の変遷

①標準生計費方式（昭和21年～22年）

当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。

②マーケットバスケット方式（昭和23年～35年）

最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。

③エンゲル方式（昭和36年～39年）

栄養審議会の答申に基づき栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。

④格差縮小方式（昭和40年～58年）

一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。

⑤水準均衡方式（昭和59年～現在）

当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

生活扶助基準改定率等の年次推移

実施年月日	標準世帯基準額 (1級地) 円	改定率 %	備	考
昭和 21. 3.13	199.80			
21. 4. 1	252			
21. 7. 1	303			
21.11. 1	456			
22. 3. 1	630			
22. 7. 1	912			
22. 8. 1	1,326			
22.11. 1	1,500			
23. 8. 1	4,100			
23.11. 1	4,535			
24. 5. 1	5,200			
26. 5. 1	5,826			
27. 5. 1	7,200			
28. 7. 1	8,000			
32. 4. 1	8,850			
34. 4. 1	9,346			
35. 4. 1	9,621			
36. 4. 1	10,344	116.0		
37. 4. 1	12,213	118.0		
38. 4. 1	14,289	117.0		
39. 4. 1	16,147	113.0		
40. 4. 1	18,204	112.0		
41. 4. 1	20,662	113.5		
42. 4. 1	23,451	113.5		
43. 4. 1	26,500	113.0		
44. 4. 1	29,945	114.0		
45. 4. 1	34,137	114.0		
46. 4. 1	38,916	114.0		
47. 4. 1	44,364	114.0		
48. 4. 1	50,575	114.0		
49. 4. 1	60,690	120.0		
50. 4. 1	74,952	123.5		
51. 4. 1	84,321	112.5		
52. 4. 1	95,114	112.8		
53. 4. 1	105,577	111.0		
54. 4. 1	114,340	108.3		
55. 4. 1	124,173	108.6		
56. 4. 1	134,978	108.7		
57. 4. 1	143,345	106.2		
58. 4. 1	148,649	103.7		
59. 4. 1	152,960	102.9		
60. 4. 1	157,396	102.9		
	(124,487)			
61. 4. 1	126,977	102.0		
62. 4. 1	129,136	101.7		
63. 4. 1	130,944	101.4		
平成 元. 4. 1	136,444	104.2		
2. 4. 1	140,674	103.1		
3. 4. 1	145,457	103.4		
4. 4. 1	149,966	103.1		
5. 4. 1	153,265	102.2		
6. 4. 1	155,717	101.6		
7. 4. 1	157,274	101.0		
8. 4. 1	158,375	100.7		
9. 4. 1	161,859	102.2		
10. 4. 1	163,316	100.9		
11. 4. 1	163,806	100.3		
12. 4. 1	163,970	100.1		
13. 4. 1	163,970	100.0		
14. 4. 1	163,970	100.0		
15. 4. 1	162,490	99.1		

注) 1 ( ) は昭和61年4月1日との比較のために、昭和60年4月1日における標準3人世帯基準額を記載したもの  
 2 昭和62年4月1日以降の基準額は、1級地-1の基準額を記載した

○ 高齢者世帯に対する生活保護の適用については、生活保護基準の体系の中で不公平があるなどの指摘

【70歳以上の世帯と70歳未満の世帯との比較】

老齢単身世帯 (69歳) 老齢単身世帯 (70歳)

生活扶助基準額

生活扶助基準額

80,980 円		95,140 円	
第1類費 (個人的経費) 36,170 円	第1類費 (個人的経費) 32,400 円	老齢加算 19,930 円	
第2類費 (世帯共通的経費) 44,810 円	第2類費 (世帯共通的経費) 44,810 円		

(注1) 老齢加算は、平成15年度、東京23区における額

(注2) 第2類費には冬季加算 (VI区×5/12: 1,290円) が含まれている。

【老齢基礎年金との比較】

※ 公的年金制度 (現役時代の収入に見合った保険料の納付実績に応じた年金を、受給時の個々の生活状況に関わりなく一律に支給) と生活保護制度 (資産等を活用してもなお最低限度の生活を営めないときに、その不足する部分に限りのみ税を財源として支給) は、その趣旨・目的が異なり、その水準を単純に比較することはできないが、参考までに比較すれば次のとおり。

	老齢基礎年金	生活保護基準 (生活扶助)
老齢単身世帯 (70歳)	66,417 円	77,210 円 (老齢加算を除く) (老齢加算を含む) 95,140 円
老齢夫婦世帯 (70歳夫婦)	132,834 円	114,640 円 (老齢加算を除く) (老齢加算を含む) 150,500 円

(注1) 家賃、地代を支払っている場合には、これに一世帯当たり、月額 53,700 円 (単身世帯) を限度 (特別基準) として住宅扶助が支給される。

(注2) 基準額には、冬季加算 (VI区×5/12) を含めている。

○ 母子世帯に対する生活保護の適用については、保護基準が高いゆえに、就労意欲の阻害がみられる、生活保護を受けていない低所得者層との比較において不公平がある、などの指摘

	一般世帯における 母子世帯	被保護世帯における 母子世帯
平均世帯人員	2.64人	2.91人
平均所得金額 (月額)	210,667円	220,967円 (最低生活費 ※母子加算を含む)

資料：平成13年国民生活基礎調査・被保護者全国一斉調査(個別)・福祉行政報告例

(注) 母子加算は、平成15年度、東京23区で23,310円

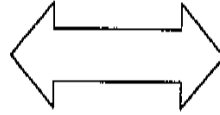
○ 現行の生活保護基準額は、一般世帯と比較して、少人数世帯は低いが多人数世帯になるにつれて高いのではないかとの指摘

[ 生活扶助基準額 (平成14年度) ※各種加算は除く ]

(単位：円)		標準3人世帯 (33歳・29歳・4歳)	5人世帯 (33・29・9・7・4歳)	差額
生活扶助基準額		162,490	236,710	74,220
第1類費		107,100	175,710	68,610
第2類費		55,390	61,000	5,610

注) 第2類費には、冬季加算 (VI区×5/12) を含めている。

世帯人員の増に伴う基準額の増額幅が一般世帯の実態生計と乖離している。



[ 一般世帯における消費支出額 ]

(単位：円)		勤労者3人世帯 平均消費支出額	勤労者5人世帯 平均消費支出額	差額
生活扶助相当額		229,757	261,792	32,035
第1類費相当		139,429	163,741	24,312
第2類費相当		90,328	98,051	7,723

※ 平成12年家計調査結果に基づく特別集計による